

令和 2 年 5 月
第 1 回埼玉支部評議会

令和 2 年度埼玉支部事業計画 新旧対照表

令和2年度 事業計画 新旧対照表

新（令和2年度）	旧（令和元年度）
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">I. 基盤的保険者機能関係</div> <p>(1) サービス水準の向上</p> <p>① 適切な進捗管理を行い、サービススタンダード（受付日から10営業日以内の支払い）を遵守する。</p> <p style="margin-left: 20px;">■ KPI：サービススタンダードの達成状況 100%（平成31年度100%）</p> <p>② 医療機関の窓口等に限度額適用認定申請書を配置し利用促進を図るとともに、加入者や限度額適用認定証利用率が低い医療機関を対象に利用促進対策を実施する。</p> <p style="margin-left: 20px;">■ KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合 85.0%以上（令和2年2月現在80.0%）</p> <p>③ 高齢者医療費にかかる拠出金等の適正化のため、被扶養者資格の再確認を適切に実施する。</p> <p style="margin-left: 20px;">■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率 92.0%以上（平成31年度89.9%）</p> <p>④ 加入者・事業主の利便性の向上のため、申請手続き方法等の周知を図り、現金給付等に係る郵送化を促進する。</p> <p style="margin-left: 20px;">■ KPI：現金給付等の申請に係る郵送化率 94.0%以上（平成31年度93.3%）</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">I. 基盤的保険者機能関係</div> <p>(1) サービス水準の向上</p> <p>① 適切な進捗管理を行い、サービススタンダード（受付日から10営業日以内の支払い）を遵守する。</p> <p style="margin-left: 20px;">■ KPI：サービススタンダードの達成状況 100%（平成30年度100%）</p> <p>② 医療機関の窓口等に限度額適用認定申請書を配置し利用促進を図る。</p> <p style="margin-left: 20px;">■ KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合 85.0%以上（平成30年度見込82.2%）</p> <p>③ 高齢者医療費にかかる拠出金等の適正化のため、被扶養者資格の再確認を迅速に実施する。</p> <p style="margin-left: 20px;">■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率 89.0%以上（平成30年度86.2%）</p> <p>④ 加入者・事業主の利便性の向上のため、申請手続き方法等の周知を図り、現金給付等に係る郵送化を促進する。</p> <p style="margin-left: 20px;">■ KPI：現金給付等の申請に係る郵送化率 93.5%以上（平成30年度91.9%）</p>

(2) 窓口体制の適正化及び電話対応体制の強化

① 窓口来訪者の減少に伴い、支部窓口及び年金事務所に開設しているサテライト窓口の体制を見直す。

また、6月の浦和年金事務所窓口の閉鎖を円滑に行う。

② お客様サービスの向上を図るため、電話対応体制を見直す。

③ 顧客対応スキルの向上を図るための研修や勉強会を定期的実施する。

(3) 適正な給付業務等の推進（現金給付の審査強化）

① 高額標準報酬月額（83万円以上）及び長期支給案件等で不正の疑いのある申請については、事業主への照会や立入検査を実施するなどの重点的な審査を行う。

② 傷病手当金と障害年金等の併給調整を確実に実施する。

③ 療養費（柔道整復施術療養費、あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費等）に関する審査・照会業務等を強化し不正申請の抑制を図る。

・柔道整復療養費審査委員会における審査方法の見直しを行い、審査の効率化を促進する。

■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請割合 対前年度以下
(平成 31 年度 1.45%)

(2) 窓口体制の適正化及び電話対応体制の強化

① 窓口来訪者の減少に伴い、支部窓口及び年金事務所に開設しているサテライト窓口の体制を見直す。

また、6月の川越年金事務所窓口の開設日縮小を円滑に行う。

② お客様サービスの向上を図るため、電話対応体制を見直す。

③ 顧客対応スキルの向上を図るための研修や勉強会等を定期的実施する。

(3) 適正な給付業務等の推進（現金給付の審査強化）

① 高額標準報酬月額（83万円以上）及び長期支給案件などで不正の疑いのある申請については、事業主への照会や立入検査を実施する等の重点的な審査を行う。

② 傷病手当金と障害年金等の併給調整を確実に実施する。

③ 療養費（柔道整復施術療養費、あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費等）に関する審査・照会業務等を強化し不正申請の抑制を図る。

・柔道整復療養費審査委員会における審査方法の見直しを行い、審査の効率化を促進する。

■ KPI：柔道施術療養費の申請に占める施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請割合 対前年度以下
(平成 30 年 1 月現在 1.57%)

(4) 債権発生防止と管理・回収の強化

- ① 債権発生防止に向け、保険証の早期回収を図る。
 - ・資格喪失処理後 2 週間以内に入会者への文書催告を実施する。
 - ・被保険者証回収不能届等を活用した保険証未回収の多い事業所への文書・電話・訪問による改善要請を実施する。
 - ・被保険者証回収不能届に連絡先が記載されている保険証未回収者への返納催告業務を**実施**する。
- KPI：資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率 **95.0%**以上
(令和 2 年 1 月現在 **91.37%**)
- ② 発生した債権の早期回収及び未納者に対する効果的な催告を実施する。
 - ・定期催告（調定後 1.5・3・4・10 カ月）、弁護士による催告を実施する。
 - ・資格喪失後受診による返納金催告時に保険者間調整の案内を全件に同封し送付する。
 - ・事業所を通じて債務者への文書、電話等による催告を実施する。
- KPI：資格喪失後受診に係る返納金債権の回収率 対前年度以上
(平成 31 年度 **43.96%**)
- KPI：医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合 対前年度以下（平成 31 年度 **0.103%**）
- ③ 支払督促等法的手続きの積極的な推進、弁護士との連携、業務アドバイザーの活用により、債権の回収強化につなげる。

(4) 債権発生防止と管理・回収の強化

- ① 債権発生防止に向け、保険証の早期回収を図る。
 - ・資格喪失処理後 2 週間以内に入会者への文書催告を実施する。
 - ・被保険者証回収不能届等を活用した保険証未回収の多い事業所への文書・電話・訪問による改善要請を実施する。
 - ・被保険者証回収不能届に連絡先が記載されている保険証未回収者への返納催告業務を**外注化**する。
- KPI：資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率 **94.0%**以上
(平成 30 年度見込 **88.69%**)
- ② 発生した債権の早期回収及び未納者に対する効果的な催告を実施する。
 - ・定期催告（調定後 1.5・3・4・10 カ月）、弁護士による催告を実施する。
 - ・資格喪失後受診による返納金催告時に保険者間調整の案内を全件に同封し送付する。
 - ・事業所を通じて債務者への文書、電話等による催告を実施する。
 - ・**資格喪失後受診にかかる返納金債権の電話・訪問による催告業務の一部を外注化する。**
- KPI：資格喪失後受診に係る返納金債権の回収率 対前年度以上
(平成 30 年度 **61.48%**)
- KPI：医療給付費総額に占める資格喪失後受診に係る返納金の割合 対前年度以下（平成 30 年度 **0.096%**）
- ③ 支払督促等法的手続きの積極的な推進、弁護士との連携、業務アドバイザーの活用により、債権の回収強化につなげる。

(5) 効果的なレセプト点検の推進

① 資格点検

- ・点検事務手順書等に基づいた業務の標準化・効率化・簡素化を徹底し、生産性の向上を図る。
- ・医療機関において患者の資格の有無を確認できる「オンライン資格確認システム」の利用率の向上を図る。

■ KPI : U S Bを配布した医療機関における利用率 **73.2%**以上
(令和 2 年 1 月現在 **73.0%**)

② 外傷点検

- ・点検事務手順書等に基づいた業務の標準化・効率化・簡素化を徹底し、生産性の向上を図る。

③ 内容点検

- ・点検効果向上計画を引き続き策定し、実施する。
- ・他支部査定事例の活用強化により自動点検マスタの追加 **等を行い、効果的な再審査請求につなげる。**
- ・再審査結果の分析を強化し、支部全体及び点検員個人ごとの課題を把握し、点検員のスキルアップを図るとともに効果的な再審査請求を行う。

■ KPI : 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率
対前年度以上 (平成 31 年度 **0.343%**)

(5) 効果的なレセプト点検の推進

① 資格点検

- ・点検事務手順書等に基づいた業務の標準化・効率化・簡素化を徹底し、生産性の向上を図る。
- ・医療機関において患者の資格の有無を確認できる「オンライン資格確認システム」の利用率の向上を図る。

■ KPI : U S Bを配布した医療機関における利用率 **50.0%**以上
(平成 31 年 2 月現在 **46.0%**)

② 外傷点検

- ・点検事務手順書等に基づいた業務の標準化・効率化・簡素化を徹底し、生産性の向上を図る。

③ 内容点検

- ・点検効果向上計画を引き続き策定し、実施する。
- ・他支部査定事例の活用強化により自動点検マスタの追加 **登録件数のさらなる増加を図り、自動点検からの再審査請求件数増加につなげる。**
- ・再審査結果の分析を強化し、支部全体及び点検員個人ごとの課題を把握し、点検員のスキルアップを図るとともに効果的な再審査請求を行う。

■ KPI : 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率
対前年度以上 (平成 30 年度 **0.371%**)

Ⅱ. 基戦略的保険者機能関係

(1) 地域とのさらなる連携強化

- ① 加入者が良質な医療を享受できるよう、県の政策関係部局をはじめ、県及び市町村が開催する各種協議会等に参加するなど、県や市町村の保健医療計画等の立案に積極的に参加し、協会けんぽの情報を発信していく。
- ② 県、市町村と協会けんぽとの間で医療情報の分析や保健事業等における協働事業を実施するなど、情報の共有及び連携の強化を図る。
- ③ 協会けんぽの財政状況や医療保険制度の現状等の情報を地域の経済団体等に対し発信するとともに、連携の強化を図る。

(2) 地域医療体制への働きかけの強化

- ① 関係会議等において、レセプト情報や健診データ等の分析結果や地域の医療状況が見える化したデータベースの活用等、効果的な意見発信や働きかけを実施する。
 - KPI : 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」等を活用した効果的な意見発信を実施する。
 - KPI : 地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率 100% (平成 31 年度 50.0%)

Ⅱ. 基戦略的保険者機能関係

(1) 地域とのさらなる連携強化

- ① 加入者が良質な医療を享受できるよう、県の政策関係部局をはじめ、県及び市町村が開催する各種協議会等に参加するなど、県や市町村の保健医療計画等の立案に積極的に参加し、協会けんぽの情報を発信していく。
- ② 県、市町村と協会けんぽとの間で医療情報の分析や保健事業等における協働事業を実施するなど、情報の共有及び連携の強化を図る。
- ③ 協会けんぽの財政状況や医療保険制度の現状等の情報を地域の経済団体等に対し発信するとともに、連携の強化を図る。

(2) 地域医療体制への働きかけの強化

- ① 関係会議等において、レセプト情報や健診データ等の分析結果や地域の医療状況が見える化したデータベースの活用等、効果的な意見発信や働きかけを実施する。
 - KPI : 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」等を活用した効果的な意見発信を実施する。
 - KPI : 地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率 100% (平成 30 年度 50.0%)

(3) ジェネリック医薬品のさらなる使用促進

- ① ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の軽減効果を通知するサービスを実施するほか、ホームページ、メールマガジンや納入告知書同封チラシ等により加入者へ適切な広報を実施する。
- ② 医療機関や調剤薬局ごとのジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用した「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を作成し、医療機関や調剤薬局等へ働きかけを行う。
- ③ **使用割合の低い若年層に対して**、ジェネリック医薬品に関する本部提供データやG I S等を活用した分析、**ならびに周知広報、工場見学など啓蒙活動**に取り組み、**使用促進への**働きかけを強化する。
- ④ 県や関係団体と連携して、県民、協会けんぽ加入者や医療関係者等への啓発活動を強化する。
■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）**80.3%**以上
（令和元年12月現在**78.4%**）
※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合

(4) 医療費適正化の取組みの推進

- ① 日頃の健康管理や生活習慣の改善等のセルフケアや、かかりつけ薬剤師、スイッチO T C等の広報を実施する。
- ② 加入者の健康づくりへの意識醸成を促進するほか、多剤服用者に対し、心身への影響や医療費に与える影響等を伝え、適正服用につなげる。
- ③ 保険証適正使用・**医療のかかり方等**に関するポスターやチラシ等を作成の上、関係機関等へ配布し、医療費適正化を図る。

(3) ジェネリック医薬品のさらなる使用促進

- ① ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の軽減効果を通知するサービスを実施するほか、ホームページ、メールマガジンや納入告知書同封チラシ等により加入者へ適切な広報を実施する。
- ② 医療機関や調剤薬局ごとのジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用した「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を作成し、医療機関や調剤薬局等へ働きかけを行う。
- ③ ジェネリック医薬品に関して本部提供データやG I S等を活用した分析に取り組み、**使用割合の低い階層や大学病院、診療所等への働きかけを強化する。**
- ④ 県や関係団体と連携して、県民、協会けんぽ加入者や医療関係者等への啓発活動を強化する。
■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）**78.6%**以上
※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合 基準変更あり

(4) 医療費適正化の取組みの推進

- ① 日頃の健康管理や生活習慣の改善等のセルフケアや、かかりつけ薬剤師、スイッチO T C等の広報を実施する。
- ② 加入者の健康づくりへの意識醸成を促進するほか、多剤服用者に対し、心身への影響や医療費に与える影響等を伝え、適正服用につなげる。
- ③ 保険証適正使用に関するポスターやチラシ等を作成の上、関係機関等へ配布し、医療費適正化を図る。

(5) 広報の有効活用と加入者サービスの充実

① 加入者等に対する情報提供や広報については、ホームページやメールマガジン等により、加入者の立場から分かりやすい各種情報を発信するほか、広報リーフレット「埼玉だより」等を定期的に発行する。

また、メールマガジンの登録者数の拡大を図る。

② 県・市町村・関係団体との連携による広報、新聞・テレビ・ラジオなどのメディア等を活用し、保健事業や医療費適正化に対する取り組み等について、加入者・事業主・関係機関等へ情報発信を行う。

③ **さいたまスーパーアリーナへの横断幕掲示**、駅構内におけるデジタルサイネージによる広報や電車内における中吊り広告等や、大手検索サイトにおけるディスプレイ（バナー）広告等を実施する。

④ 新規加入事業所を対象にした説明会を開催し、健康保険制度等の理解を深めてもらうとともに協会けんぽと事業所との距離を縮めることで事業運営の円滑化を図る。

⑤ 健康増進や介護に関するサービスを提供する取り組みである「協会けんぽメンバーシップ特典サービス」の参加企業数を増やし、よりよいサービスを加入者等に提供する。

⑥ アンケート等を実施し、加入者・事業主から直接意見を聞き、創意工夫を凝らした事業を実施する。

■ KPI：広報活動における平均加入者理解率 対前年度以上
(平成 31 年度 44.9%)

(5) 広報の有効活用と加入者サービスの充実

① 加入者等に対する情報提供や広報については、ホームページやメールマガジン等により、加入者の立場から分かりやすい各種情報を発信するほか、広報リーフレット「埼玉だより」等を定期的に発行する。

また、メールマガジンの登録者数の拡大を図る。

② 県・市町村・関係団体との連携による広報、新聞・テレビ・ラジオなどのメディア等を活用し、保健事業や医療費適正化に対する取り組み等について、加入者・事業主・関係機関等へ情報発信を行う。

③ 駅構内におけるデジタルサイネージによる広報や電車内における中吊り広告等や、大手検索サイトにおけるディスプレイ（バナー）広告等を実施する。

④ 新規加入事業所を対象にした説明会を開催し、健康保険制度等の理解を深めてもらうとともに協会けんぽと事業所との距離を縮めることで事業運営の円滑化を図る。

⑤ 健康増進や介護に関するサービスを提供する取り組みである「協会けんぽメンバーシップ特典サービス」の参加企業数を増やし、よりよいサービスを加入者等に提供する。

⑥ アンケート等を実施し、加入者・事業主から直接意見を聞き、創意工夫を凝らした事業を実施する。

■ KPI：広報活動における平均加入者理解率 対前年度以上
(平成 30 年度 35.0%)

(6) 健康保険委員と連携した事業の推進

- ① 健康保険事業等に対する理解をさらに深めるため、研修会を開催する。
- ② 健康保険委員との連携を強化するため、健康保険委員向けの情報誌「健康保険委員だより」を定期的に発行するほか、健康保険事業等に関するパンフレットを作成する。
- ③ 健康保険委員登録事業所に対して、健康づくり・医療費適正化に対する意識の向上を図るため、リーフレット・カレンダー等広報媒体を作成し、配布する。
- ④ 健康保険委員を通じ加入者等へ保健事業や医療費適正化に関する取り組み等について周知を図るため、事業所訪問の際に健康保険委員の委嘱勧奨を行うなど、健康保険委員の委嘱者数の拡大及び全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合の拡大に努める。
■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合 40.3%以上(平成 31 年度 36.4%)
- ⑤ 健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して表彰を実施する。

(6) 健康保険委員と連携した事業の推進

- ① 健康保険事業等に対する理解をさらに深めるため、研修会を開催する。
- ② 健康保険委員との連携を強化するため、健康保険委員向けの情報誌「健康保険委員だより」を定期的に発行するほか、健康保険事業等に関するパンフレットを作成する。
- ③ 健康保険委員を通じ加入者等へ保健事業や医療費適正化に関する取り組み等について周知を図るため、事業所訪問の際に健康保険委員の委嘱勧奨を行うなど、健康保険委員の委嘱者数の拡大及び全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合の拡大に努める。
■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合 36.1%以上(平成 30 年度 33.8%)
- ④ 健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して表彰を実施する。

(7) 特定健診の推進・事業者健診データの取得促進

〔被保険者（生活習慣病予防健診）〕

- ① 埼玉県が実施している検診推進事業を活用して受診を促進する。
- ② 健診推進インセンティブや巡回健診等を活用した協会けんぽ主催の集団健診などにより受診を促進する。
- ③ 新規健診機関の拡大を図るとともに、既存健診機関における受診者数
- ④ 増加の働きかけを行う。
- ⑤ 新規加入事業所及び新規任意継続健康保険加入者への生活習慣病予防健診の受診を勧奨する。

〔被保険者（事業者健診データ）〕

- ① データの取得促進に向け事業所規模別に勧奨策を実施する。
(40歳以上被保険者)
[大規模事業所] 支部職員による電話及び訪問により健康経営と併せた勧奨を推進する。
[中規模事業所] 専門知識を有する外部委託業者を活用した、文書・電話・訪問等による勧奨を推進する。
[小規模事業所] 文書による勧奨を実施する。
[新規加入事業所] 生活習慣病予防健診の受診勧奨と併せて勧奨を行い、データ提供を依頼する。
- ② データの提供を積極的に取り組む健診機関と連携し、健診推進インセンティブを活用したデータの早期提供を促進する。
- ③ データ提供契約が未締結の健診機関に対する契約勧奨を引き続き実施するとともに、契約済みの健診機関に対してデータ提供状況の確認を実施し、確実にデータ取得を行う。

(7) 特定健診の推進及び事業者健診データの取得促進

〔被保険者（生活習慣病予防健診）〕

- ① 健診機関の受診者数の実績管理を行うとともに、好事例等をフィードバックすることで、受診者数の拡大に向けた働きかけを行う。
- ② 訪問による新規生活習慣病予防健診機関の拡大を図る。
- ③ 健診機関が少なく受診率が低い地域に対し、巡回健診等を活用して受診を促進する。
- ④ 新規加入事業所及び新規任意継続健康保険加入者への生活習慣病予防健診の受診を勧奨する。
- ⑤ 健診推進インセンティブを用いて受診促進を行う。

〔被保険者（事業者健診データ）〕

- ① データの取得促進に向け事業所規模別に勧奨策を実施する。
(40歳以上被保険者)
[50人以上] 支部職員による電話及び訪問により健康経営と併せた勧奨を推進する。(対象 200 事業所)
[6人以上] 専門知識を有する外部委託業者を活用した、文書・電話・訪問等による勧奨を推進する。(対象 4,600 事業所)
[3人以上] 文書による勧奨を実施する。(対象 9,100 事業所)
[新規加入事業所] 生活習慣病予防健診の受診勧奨と併せて勧奨を行い、データ提供を依頼する。
- ② データの提供を積極的に取り組む健診機関と連携し、健診推進インセンティブを活用したデータの早期提供を促進する。
- ③ データ提供契約が未締結の健診機関に対する契約勧奨を引き続き実施するとともに、契約済みの健診機関に対してデータ提供状況の確認を実施し、確実にデータ取得を行う。

- ④ 同意書提出済み事業所に対するフォローを実施し、確実なデータ取得を行う。
- ⑤ 経済団体等と連携した、データ提供に関する同意書の取得を促進する。

〔被扶養者（特定健診）〕

- ① 自治体と連携し、協会加入者の特定健診と自治体でのがん検診及び国保特定健診との同時受診が可能な集団健診の実施を推進する。
- ② 埼玉県全域において**歯科検診等の付加価値を付けた**協会けんぽ主催の集団健診を実施し、受診を促進する。
- ③ 新規加入被扶養者への特定健診受診勧奨を実施する。

〔特定健診受診率・事業者健診データ取得率〕

- ◆被保険者（40歳以上）（受診対象者数：567,593人）
 - ・生活習慣病予防健診 実施率 44.7%（実施見込者数：253,714人）（平成31年度見込：250,000人）
 - ・事業者健診データ 取得率 13.1%（取得見込者数：74,355人）（平成31年度見込：55,000人）
- ◆被扶養者（受診対象者数：151,225人）
 - ・特定健康診査 実施率 25.2%（実施見込者数：38,109人）（平成31年度見込み：25,000人）
- KPI：生活習慣病予防健診受診率 44.7%以上
 事業者健診データ取得率 13.1%以上
 被扶養者の特定健診受診率 25.2%以上

- ④ 同意書提出済み事業所に対するフォローを実施し、確実なデータ取得を行う。
- ⑤ 経済団体等と連携した、データ提供に関する同意書の取得を促進する。

〔被扶養者（特定健診）〕

- ① 自治体と連携し、協会加入者の特定健診と自治体でのがん検診及び国保特定健診との同時受診が可能な集団健診の実施を推進する。
- ② 埼玉県全域において協会けんぽ主催の集団健診を実施するとともに、**健診の案内文書や実施場所を工夫し、さらなる受診率の向上を図る。**
- ③ **健診結果から「健康年齢」を算出し、未受診者へ受診の啓発を図るとともに継続的な受診につなげる。**
- ④ 新規加入被扶養者への特定健診受診勧奨を実施する。

(8) 特定保健指導の促進

〔被保険者〕

- ① 支部内保健師、管理栄養士の充足を図るとともに、保健指導者のスキルを向上させ、保健指導体制の確立を図る。
- ② 新規保健指導機関の拡大を図るとともに、既存保健指導機関における実施者数増加の働きかけを行う。
- ③ 対象者数の多い事業所や健康宣言している事業所の職域における保健指導の実施を促進する。

〔被扶養者〕

- ① 集団健診と同日に初回面談を実施し、特定保健指導につなげる。
- ② 市町村や健康づくり推進の協定を締結している関係団体等と連携した特定保健指導を実施する。
- ③ 支部窓口での特定保健指導を定期的に実施する。
- ④ 付加価値を付けた特定保健指導を継続的に実施し、実施率向上を図る。

〔特定保健指導の実施率〕

◆被保険者（対象者数：65,942人）

・特定保健指導 実施率 15.0%（実施見込者数：9,891人）

（平成31年度見込み：3,000人）

（内訳）協会保健師実施分 7.5%（実施見込者数：4,946人）

（平成31年度見込み：2,500人）

アウトソーシング分 7.5%（実施見込者数：4,945人）

（平成31年度見込み：500人）

◆被扶養者（受診対象者数：3,239人）

・特定保健指導 実施率9.5%（実施見込者数：308人）（平成31年度見込み：151人）

(8) 特定保健指導の推進

〔被保険者〕

- ① 支部内研修会や外部の研修会を活用し、保健指導者のスキルを図る。
- ② 支部内保健師、管理栄養士の充足を図り、保健指導体制の確立を図る。
- ③ 外部機関の進捗管理を徹底し、実施数の拡大に向けた積極的な働きかけを行う。外部機関へ積極的な委託勧奨を行い、保健指導実施機関を増やす。

〔被扶養者〕

- ① 集団健診と同日に初回面談を実施し、特定保健指導につなげる。
- ② 市町村や健康づくり推進の協定を締結している関係団体等と連携した特定保健指導を実施する。
- ③ 支部窓口での特定保健指導を定期的に実施する。
- ④ 付加価値を付けた特定保健指導を継続的に実施し、実施率向上を図る。

■ KPI：特定保健指導の実施率 14.7%以上

(9) 健康経営の推進 (コラボヘルス事業)

- ① 県・市町村・関係団体等と連携し、事業所への健康経営の普及及び経営者の社員への健康づくり意識の醸成を促すような環境づくりを推進する。
- ・事業所の健康経営をより一層推進するため、埼玉県、さいたま市、**健康保険組合連合会**と共同で設置した健康経営埼玉推進協議会の活動を充実させ、健康宣言参加事業所の拡大を図るとともに、継続的なフォローアップ及び優良な取り組み事例の共有を図る。
 - ・埼玉県信用保証協会との連携事業や「健康経営サポートカルテ」を活用しながら経営者の社員への健康づくり意識の醸成を図る。
 - ・社会保険労務士、中小企業診断士等と連携した経営者の社員への健康づくり事業を推進する。
 - ・経営者の社員への健康づくり意識の醸成を図るため、県・市町村・関係団体等と連携して、健康経営や糖尿病等をテーマとしたセミナーを開催する。

(9) 健康経営の推進 (コラボヘルス)

- ① 県・市町村・関係団体等と連携し、事業所への健康経営の普及及び経営者の社員への健康づくり意識の醸成を促すような環境づくりを推進する。
- ・事業所の健康経営をより一層推進するため、埼玉県、さいたま市と共同で設置した健康経営埼玉推進協議会の活動を充実させ、健康宣言参加事業所の拡大を図るとともに、継続的なフォローアップ及び優良な取り組み事例の共有を図る。
- ※目標：健康宣言事業所数 500 社 (平成 31 年 3 月現在 246 社)
- ・埼玉県信用保証協会との連携事業や「健康経営サポートカルテ」を活用しながら経営者の社員への健康づくり意識の醸成を図る。
 - ・社会保険労務士、中小企業診断士等と連携した経営者の社員への健康づくり事業を推進する。
 - ・経営者の社員への健康づくり意識の醸成を図るため、県・市町村・関係団体等と連携して、健康経営や糖尿病等をテーマとしたセミナーを開催する。

(10) データヘルス計画の推進（糖尿病重症化予防等）

第二期データヘルス計画の上位目標（加入者に占める人工透析患者数を0.1%以下にする）を達成するため、以下の事業を実施する。

- ① 健診受診率の向上（前掲）
- ② 特定保健指導実施率の向上（前掲）
- ③ 健康経営（コラボヘルス）の推進（前掲）
- ④ 糖尿病・高血圧等の重症化予防の推進

・未治療者及び治療中断者へ文書や電話等による効果的な治療勧奨を実施する。（2次勧奨実施予定者数 **3,000** 人）

・糖尿病重症化予防プログラムを活用し、かかりつけ医と連携した糖尿病等重症化予防事業を推進するとともに、プログラム修了者への継続的なフォローアップを行う。また、経営者の理解を求め、プログラムに参加しやすい職場環境づくりをサポートする。

※目標：プログラム利用者 100 人（令和 **2** 年 **3** 月現在 **54** 名）

・医療関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会）等との連携により、効果的な糖尿病等重症化予防事業を推進する。

- KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合 **13.0%**以上

(10) データヘルス計画の推進（糖尿病重症化予防等）

第二期データヘルス計画の上位目標（加入者に占める人工透析患者数を0.1%以下にする）を達成するため、以下の事業を実施する。

- ① 健診受診率の向上（前掲）
- ② 特定保健指導実施率の向上（前掲）
- ③ 健康経営（コラボヘルス）の推進（前掲）
- ④ 糖尿病・高血圧等の重症化予防の推進

・未治療者及び治療中断者へ文書や電話等による効果的な治療勧奨を実施する。（2次勧奨実施予定者数 **2,300** 人）

・糖尿病重症化予防プログラムを活用し、かかりつけ医と連携した糖尿病等重症化予防事業を推進するとともに、プログラム修了者への継続的なフォローアップを行う。また、経営者の理解を求め、プログラムに参加しやすい職場環境づくりをサポートする。

※目標：プログラム利用者 100 人（平成 **31** 年 **3** 月現在 **71** 名）

・医療関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会）等との連携により、効果的な糖尿病等の重症化予防事業を推進する。

- KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合 **13.6%**以上

(11) その他の保健事業

地方自治体や関係団体等と連携して健康相談や健康教育を実施するほか、「がん検診」や「歯科検診」等の各種検診を実施し、健康づくりに関する保健事業を推進する。

- ・保健所等と連携した研修会等を通じ、事業所での健康づくり事業の働きかけを実施する
- ・市町村における「がん検診」との合同健診を推進するとともに、事業所における「歯科検診」を推進する。
- ・埼玉県や医療関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会）等と連携したイベントを実施し、健康相談を通じて特定健診の受診促進を図る。
- ・埼玉県等と連携して禁煙、受動喫煙対策を推進する。
- ・レセプト情報や健診データ等を分析して、地域ごとの健康特性や疾病動向・受療動向、医療費等の現状を把握し、効果的な保健事業を実施する。

(11) その他の保健事業

地方自治体や関係団体等と連携して健康相談や健康教育を実施するほか、「がん検診」や「歯科検診」等の各種検診を実施し、健康づくりに関する保健事業を推進する。

- ・保健所等と連携した研修会等を通じ、事業所での健康づくり事業の働きかけを実施する
- ・市町村における「がん検診」との合同健診を推進するとともに、事業所における「歯科検診」を推進する。
- ・埼玉県や医療関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会）等と連携したイベントを実施し、健康相談を通じて特定健診の受診促進を図る。
- ・埼玉県等と連携して禁煙、受動喫煙対策を推進する。
- ・レセプト情報や健診データ等を分析して、地域ごとの健康特性や疾病動向・受療動向、医療費等の現状を把握し、効果的な保健事業を実施する。

(12) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

① 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

◆被保険者（40歳以上）（受診対象者数：543,257人）

・生活習慣病予防健診 実施率 44.6%

（実施見込者数：242,293人）（平成30年度：226,615人）

・事業者健診データ 取得率 13.0%

（取得見込者数：70,623人）（平成30年度：32,318人）

◆被扶養者（受診対象者数：150,192人）

・特定健康診査 実施率 24.5%

（実施見込者数：36,797人）（平成30年度：30,096人）

- KPI：生活習慣病予防健診受診率 44.6%以上
事業者健診データ取得率 13.0%以上
被扶養者の特定健診受診率 24.5%以上

② 特定保健指導の実施率の向上

◆被保険者（対象者数：63,209人）

・特定保健指導 実施率 15.0%（実施見込者数：9,481人）（平成30年度見込：4,681人）

（内訳）協会保健師実施分 7.5%（実施見込者数：4,741人）（平成30年度見込：2,500人）

アウトソーシング分 7.5%（実施見込者数：4,740人）（平成30年度見込：500人）

◆被扶養者（受診対象者数：3,165人）

・特定保健指導 実施率 9.5%（実施見込者数：301人）（平成30年度見込：159人）

- KPI：特定保健指導の実施率 14.7%以上

Ⅲ. 組織・運営体制関係

(1) 組織運営の強化

- ① 本部と支部、支部内のグループ間の連携を強化するとともに、必要に応じ組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。

(2) リスク管理の徹底

- ① 支部の事業運営を脅かす様々なリスクの点検やリスク管理能力の向上のための研修の実施、リスク管理委員会の開催などにより、職員のリスクに対する意識の醸成を図るとともに、支部のリスク管理体制を強化する。

(3) 適正な業務体制の確立

- ① 業務の標準化・効率化・簡素化を徹底し、生産性の向上を図る。
- ② 業務改善検討委員会を開催（年 6 回）し、職員からの改善提案を検討・実施し、業務改革・改善の推進を図る。

(4) 人事制度の適正な運用と人材育成の推進

- ① 人事評価制度を適切に運用するとともに、評価者の育成に努める。
- ② OJTを中心としつつ、支部研修計画に基づいた外部講師による研修を実施するとともに、本部研修参加者による支部内伝達研修を実施する。また、関係団体主催の研修に積極的に参加する。
- ③ 職務に関する幅広い知識や視野を養うため、計画的なジョブローテーションを実施する。

(5) コンプライアンスの遵守

- ① コンプライアンス委員会及び個人情報保護委員会を開催（年 4 回）するとともに、コンプライアンスの遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報

Ⅲ. 組織・運営体制関係

(1) 組織運営の強化

- ① 本部と支部、支部内のグループ間の連携を強化するとともに、必要に応じ組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。

(2) リスク管理の徹底

- ① 支部の事業運営を脅かす様々なリスクの点検やリスク管理能力の向上のための研修の実施、リスク管理委員会の開催などにより、職員のリスクに対する意識の醸成を図るとともに、支部のリスク管理体制を強化する。

(3) 適正な業務体制の確立

- ① 業務の標準化・効率化・簡素化を徹底し、生産性の向上を図る。
また、平成 32 年 2 月の高額療養費及び療養費のイメージワークフローに向けた体制の整備を行う。
- ② 業務改善検討委員会を開催（年 6 回）し、職員からの改善提案を検討・実施し、業務改革・改善の推進を図る。

(4) 人事制度の適正な運用と人材育成の推進

- ① 人事評価制度を適切に運用するとともに、評価者の育成に努める。
- ② OJTを中心としつつ、支部研修計画に基づいた外部講師による研修を実施するとともに、本部研修参加者による支部内伝達研修を実施する。また、関係団体主催の研修に積極的に参加する。
- ③ 職務に関する幅広い知識や視野を養うため、計画的なジョブローテーションを実施する。

(5) コンプライアンスの遵守

- ① コンプライアンス委員会及び個人情報保護委員会を開催（年 4 回）するとともに、コンプライアンスの遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報

セキュリティについては、自主点検（年 2 回）を行い、各種規程の遵守を徹底する。

（6）支部における健康づくりの推進

- ① 職員の健康づくりに係る「スモールチェンジ活動」や「こころの A B C 活動」を実施するとともに、スポーツイベントへの参加や支部内コミュニケーションサークル活動を推進し、支部としての健康経営を実践する。
- ② 衛生委員会、定期健診及びストレスチェック等を確実に実施し、職場環境の整備や職員の健康増進を図る。

（7）費用対効果を踏まえた**運営**

- ① 調達における競争性を高めるため、公告案件の周知方法を工夫する等、一者応札案件の減少に努める。
 - KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合 対前年度以下（平成 31 年度 21.0%）
- ② 電気使用量の実績等を職員に周知するなど、コスト意識の向上を図るとともに、超過勤務時間の削減及び光熱費等の事務所管理費の節減に努める。
- ③ 消耗品の適切な在庫管理等により経費の節減に努める。
- ④ **ペーパーレス化の推進による効果的・効率的な業務運営を図る。**

セキュリティについては、自主点検（年 2 回）を行い、各種規程の遵守を徹底する。

（6）支部における健康づくりの推進

- ① 職員の健康づくりに係る「スモールチェンジ活動」や「こころの A B C 活動」を実施するとともに、スポーツイベントへの参加や支部内コミュニケーションサークル活動を推進し、支部としての健康経営を実践する。
- ② 衛生委員会、定期健診及びストレスチェック等を確実に実施し、職場環境の整備や職員の健康増進を図る。

（7）費用対効果を踏まえた**コスト削減等**

- ① 調達における競争性を高めるため、公告案件の周知方法を工夫する等、一者応札案件の減少に努める。
 - KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合 対前年度以下（平成 30 年度 25.0%）
- ② 電気使用量の実績等を職員に周知するなど、コスト意識の向上を図るとともに、超過勤務時間の削減及び光熱費等の事務所管理費の節減に努める。
- ③ 消耗品の適切な在庫管理等により経費の節減に努める。